

第11回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成30年6月15日

午前10時00分～午後11時10分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第36号 公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について

議案第37号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第41号 現況証明願いについて

議 長 只今より第 11 回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程 1、議事録署名委員の指名については、10 番渡邊委員さん、11 番上西委員さん、よろしくお願い致します。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、本日 1 日限りと致します。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。日程 4、「会務報告」局長よりお願い致します。

事 務 局 長 それでは、第 10 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。整理番号 1 番、5 月 25 日、第 10 回農業委員会総会が委員会室で開催されております。委員 11 名事務局が対応しております。同じく 2 番、5 月 29 日から 31 日まで、平成 30 年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会在東京都で開催されております。塩沢会長が出席しております。この件に関しましては後程、報告第 25 号で報告がある予定でございます。同じく 3 番から 6 番まで、6 月 7 日、利用調整会議及び現地調査が、各ブロックの記載場所で開催されております。第 2 ブロック第 3 ブロックの委員さんが対応して頂いております。整理番号 3 番、5 番については、後程報告第 26 号で報告がされる予定でございます。以上、簡単でございますが会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 25 号「平成 30 年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会出席報告について」私の方から報告致します。6 月 29 日から 31 日まで要請集会並びに全国大会ということで、東京の方へ行って参りました。29 日午後から、伊東代議士、4 時から鈴木代議士にお会いして、釧路地方農業委員会連合会より「農業政策と予算に関する要望」ということで行ってきました。内容については、11 項目 13 内容について要望、意見を提出して参りました。内容の詳細につきましては、事務局の方へ資料がございますのでご覧頂きたいと思います。30 日は午前 9 時から星陵会館において、北海道選出国會議員要請集会が開催されました。衆議院議員については 15 名出席、参議院議員については 3 名の出席となっております。「平成 31 年度農業政策、予算に関する要請」ということで、一般社団法人北海道農業会議岡村雅敏会長の方から説明がされました。また同日 30 日の午後 1 時より、全国農業委員会会長大会ということで、文京シビックホールにて開催されました。例年同じですけれども、始めに耕作放棄地発生防止ということで表彰がありました。また議事といたしましては、提案決議案といたしまして、一つ目は「農地利用の最適化の取り組みを強化するための政策」、二つ目としては、「新、農地を活かし、担い手を応援する全国運動をやり遂げるための申し合わせ決議」、三つ目として、「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議」、四つ目として、「平成 30 年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」ということで、最後に「ガンバロー」三唱で全員一致の中で終了致しました。31 日の午前 10 時から農林水産省に出向きまして、農業者年金制度改善への意見交換ということで、私と岡村会長、北海道農業会議の職員 4 名が出席して行っております。この関係の資料ですが事務局にありますので、ご覧頂きたいと思います。簡単でございますが、報告と致します。次日程 6、報告第 26 号「農用地等の利用調整結果について」26 の 1 号については、8 番新木委員さんよろしくお願い致します。

新 木 委 員 8 番新木です。農用地等の利用調整結果について報告致します。報告第 26 の 1 号について、6 月 7 日午前 10 時から、奥春別交流センターで開催致しま

した。調整委員は阪口委員、望月委員、小林委員、私と事務局の出席です。候補者の出席者は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、2名の出席でありました。事務局の説明のあと、両者とも〇〇〇〇さんの希望額、〇〇〇〇円にて購入希望がありましたので、協議を進め、2分割する方向で調整を行った結果、〇〇〇〇さんが、字〇〇〇〇外1筆、〇〇〇〇㎡。〇〇〇〇さんが、字〇〇〇〇, 〇〇〇〇㎡。となりました。購入価格につきましては、農地の部分で、ともに反当り、〇〇万円で、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇円、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇円、ということになりました。翌日、申出者の〇〇〇〇さんに結果を伝え了解を得ております。申出者の〇〇〇〇さんには、譲渡取得税や保有合理化等の説明をしましたが利用しないとのことで、次回、利用集積計画にて所有権移転の申請を予定しておりますので、よろしくお願いします。

以上、簡単ではございますが利用調整委員会の報告といたしますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。次報告第26号の2については、1番吉田委員さんよろしくお願いします。

吉 田 委 員 1番吉田です。農用地等の利用調整結果について報告致します。

報告第26の2号につきまして、6月7日午後1時から、札友内寿の家を会場に、利用調整委員会を行いました。調整委員に上西代理、齋木委員、渡邊委員、私と事務局が出席して開催致しました。候補者の出席者は、〇〇〇〇さん1名の出席です。事務局の説明のあと、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんの希望価格、〇〇〇〇円で購入したいとのことで、〇〇〇〇さんに決定いたしました。翌日に、申出者の〇〇〇〇さんに結果を伝え了解を得ております。なお、今後の総会において、利用集積計画にて所有権移転の申請を予定しておりますので、よろしくお願いします。以上、簡単ではございますが利用調整委員会の報告と致しますので、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。只今報告第26、1号2号の報告がありました。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで報告第26号を報告済みとさせていただきます。次日程7、議案第36号「公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について」事務局説明お願い致します。

事 務 局 それでは5ページをお開きください。議案第36号「公益財団法人北海道農業公社への買入協議について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づき要請する事に議決を求める。平成30年6月15日提出。弟子屈町農業委員会会長。

本件につきましては、公益財団法人北海道農業公社が事業主体となります、農地保有合理化事業を活用し、農地の効率的利用を図る目的で、北海道農業公社との買入協議を進める予定としております。この買入協議につきましては、農業委員会の議決が必要なことから今回の提案となっております。6ページをお開きください。1番につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏によります利用調整の申出がありました、字〇〇〇〇〇〇〇〇外4筆、〇〇〇〇㎡の土地でございます。この土地は4月18日に利用調整会

議を開催しましたが、候補者の出席もなく、買入協議を行うこととしておりました。その協議の結果、価格につきましては、〇〇〇〇円とし、一時貸付予定者としてしましては、4月総会の報告第20号により譲受予定者としており、この農地を賃貸借により使用しておりました〇〇〇〇氏と協議したところ、同意を得られたことから、買入の要請を行うとしてございます。農地保有合理化事業買入協議につきましては、原則、利用調整会議で譲受者がいない場合、北海道農業公社に買入れいただいて、認定農業者へ一時貸付を行う事業でございます。北海道農業公社が買入れし取得した場合、譲渡しが最高で15,000,000円までの所得税の特別控除が受けられる制度となっております。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。議案第36号について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第36号を決定致します。次日程8、議案第37号「農業振興地域整備計画の変更について」日程9、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」日程10、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を一括にて提案いたしますので事務局説明お願い致します。

事 務 局 それでは総会資料書8ページをご覧ください。議案第37号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。平成30年6月15日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回の申請件数につきましては、用途変更6件除外が1件の計7件の申し出がございます。用途変更につきましては、合せて農地法4条及び5条の許可申請もありますので、一括して説明致します。それでは番号1番から6番について説明致します。

6件の申請につきましては、いずれも農産物集積場の造成による用途変更でございます。事業期間は許可日より永久。全て自己資金によるものです。事業の必要性につきましては、近年、農産物の運搬には大型車輛を使用し運搬経費削減及び、悪天候時の輸送効率低下抑制が重視されており集積場確保が急務となっている、としております。土地選定の理由につきましては、大型車輛の出入りが容易で作付圃場の近隣であるため、としております。この事業の必要性及び選定理由についても、1番から6番全て同じ内容になっておりますので、今後の説明を割愛させていただきます。それでは申請がありました申請番号1番から地番等及び事業者の説明を致します。

申請番号1番、所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。事業費につきましては、〇〇〇〇円となっております。図面につきましては、10ページをご参照願います。

続いて番号2です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆です。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。土地の所有者につきましては、同住所の早勢敏氏となっております。事業費は、〇〇〇〇円となっております。図面につきましては11ページをご参照願います。

番号3です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。土地の所有者は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。事業費は〇〇〇〇円となっております。図面については12ページをご参照願います。

ます。

番号4です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。土地の所有者は、同住所の〇〇〇〇氏でございます。事業費は〇〇〇〇円となっております。図面については13ページをご参照願います。

次に番号5です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡でございます。事業主体及び土地所有者は番号4同様、〇〇〇〇氏でございます。事業費は〇〇〇〇円となっております。図面につきましては14ページをご参照願います。

続いて番号6です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。土地の所有者につきましては、同住所で〇〇〇〇氏となっております。事業費は〇〇〇〇円となっております。図面につきましては15ページとなります。以上、6番までが農産物集積場に伴う農振の変更の申請となっております。

続いて番号7番の説明を致します。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公募地目は宅地、現況地目は農業用施設用地となっております。面積は〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。土地所有者は、同住所で〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の共有名義でございます。事業内容は後継者の住宅建設、事業期間については許可日から永久。所要面積につきましては、住宅分が〇〇〇〇㎡、駐車場スペースで〇㎡、その他スペースとして〇〇㎡で合計〇〇㎡となっております。事業の必要性につきましては、既存の住宅では手狭になったため、後継者住宅を新築する。土地選定事由につきましては、今後の営農への影響等を総合的に勘案し、土地所有者と十分協議の上、必要最低限の面積で選定としております。事業費につきましては、〇〇〇〇円。借入金につきましては、〇〇〇〇円となっております。図面につきましては、16ページに配置図、平面図、立面図につきましては、17ページから20ページを参照願います。

整理番号1につきましては、併せて農地法第4条の許可申請もございましたので引き続き説明させていただきます。

それでは総会資料21ページをお開き願いたいと思います。議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条の規定による農地の転用の許可申請があった下記のものについて意見を求める。平成30年6月15日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号1、所在、地番、地目、面積、用途目的、資金については、先ほど同様ですので説明を割愛させていただきます。申請につきましては〇〇〇〇氏の4条転用申請となっております。22ページをお開き願いたいと思います。農地法4条申請に係る意見書案でございます。中段、上の農地の区分についての判断ですが、区分は農用地区域、面積は〇〇㎡。該当事項とした判断理由につきましては、申請地は、弟子屈町役場から北西方向へ約12kmに位置する農地で、一部農業用施設用地とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である、としております。農用地に関する許可基準からみた意見ですが、農地の区分と転用目的の意見理由としては、当申請は、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場を整備するものである。搬出路に隣接した圃場の取り付け部分に設置することからも、転用はやむを得ないものと思われる、としております。資力及び信用については、残高証明書等徴取しまして確認し問題なしとしております。その他項目についても問題点がなしとしております。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況につきましては、農業振興地域整備計画変更の申請中であることを明記しております。この意見書については北海道農業会議にて意見聴取することとし、申請内容が多く変更することがない限り、意見聴取を北海道へ進達することと致します。

続いて議案37号整理番号2番から6番については併せて農地法第5条許可申請がありましたので引き続き説明致します。

それでは総会資料23ページをお開き願います。議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による農地等の転用のための権利設定の許可

申請があった下記のものについて意見を求める。平成 30 年 6 月 15 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号 1 番から 5 番につきましては、先ほど議案第 37 号で説明した内容と同様でございます。ということで説明が重複致しますので割愛させていただきます。

25 ページからは農地法 5 条申請に係る意見書案となります。

全ての申請とも、中段、上の農地の区分についての判断ですが、区分は農用地区域、面積はそれぞれの申請の面積を明記しております。該当事項とした判断理由につきましては、1 番については、申請地は、弟子屈町役場から北西方向へ約 15 km に位置する農地で、一部農業用施設用地とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である。としております。これ以降ですがこの欄については各農地の位置により、方角、距離数が異なりますが同じ文言としていますので 2 番以降につきましては割愛させていただきます。農用地に関する許可基準からみた意見ですが、農地の区分と転用目的の意見理由としては、当申請は、農産物への効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場を整備するものである。搬出路に隣接した圃場の取り付け部分に設置することからも、転用はやむを得ないものと思われる。としております。これにつきましても 2 番から 6 番まで全て同じ内容となっておりますので、説明は割愛させていただきたいと思います。

全意見書ですが、資力及び信用につきましては、全申請とも、全自己資金により事業計画を行うということですので、残高証明書等徴収して確認し問題なしとしております。また所有者の同意も得ております。土地の所有者と事業者が親子間の土地がありますが、農地法 3 条の申請によって経営移譲されている申請地となっております。ここにつきましては、合意解約の届出だけでよろしいので報告はなし、届出は頂いている状況でございます。その他項目についても問題なしとしております。法令により義務付されている行政庁との協議の進捗状況は、農業振興地域整備計画変更の手続き中であることを明記しております。この農地法 5 条の 5 件につきましても北海道農業会議にて意見聴取することが必要となりますので、意見聴取する。申請内容が大きな変更するようなことがない限り、意見聴取後北海道へ進達することと致します。

以上、議案第 37, 38, 39 号の説明と致します。ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願い致します。議案第 37 号整理番号 1 番 2 番 4 番 5 番については、11 番上西委員さんよろしくお願い致します。

上西委員 11 番上西です。整理番号 1 番 2 番及び 4 番、5 番の現地調査は、6 月 7 日に実施致しました。現地調査委員は吉田委員、齋木委員、渡邊委員、私と事務局です。本申請については、畑作営農者の農産物集積場整備のためであり、併せて 4 条、5 条の転用申請もされております。各申請地は、いずれも道路に面しており農産物運搬の効率化が図れる箇所でありました。また必要最小限の面積であり、経営農地にも支障がないことを確認し、問題なしと判断致しました。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告と致しました。よろしくお願い致します。

議長 続いて、整理番号 3 番 6 番については、2 番齋木委員さんよろしくお願い致します。

齋木委員 2 番齋木です。整理番号 3 番の現地調査は、6 月 7 日に実施致しております。現地調査委員は吉田委員、渡邊委員、私と事務局です。本申請については、畑作営農者の農産物集積場整備のためであり、併せて 5 条の転用申請もされております。この申請地は、道路に面しており農産物運搬の効率化が見込まれ、経営地にも支障がないことを確認し、問題なしと判断致しました。

以上、簡単ではございますが、現地調査の報告と致します。
続いて、整理番号 6 番の現地調査は、6 月 7 日に実施致しております。現地調査委員は吉田委員、渡邊委員、上西委員、私と事務局です。
本申請については畑作営農者の農産物集積場整備のためであり、併せて 5 条の転用申請もされております。この申請地は、道路に面しており農産物運搬の効率化が見込まれ、経営地にも支障がないことを確認し、問題なしと判断致しました。
以上、簡単ではございますが、現地調査の報告と致します。よろしくお願い致します。

議 長 続いて、整理番号 7 番については、10 番渡邊委員さんお願いします。

渡 邊 委 員 10 番渡邊です。整理番号 7 番の現地調査日は、6 月 7 日に実施しております。現地調査委員は、齋木委員、上西委員、私と事務局です。
本申請は、申請者の〇〇〇〇氏が住宅建設のため農振の除外をするものであります。当該地は農業用施設用地ですが、申請箇所においては農作業等の支障もなく、監視舎として家屋も建設されており、必要最小限の申請であるため問題なしと判断致しました。
以上、簡単ではございますが、現地調査の報告と致します。

議 長 はい、有難うございます。ここで質疑を受けたいと思いますが、整理番号 3 番については、〇〇〇〇委員さんが、農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願いします。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開致します。整理番号 3 番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで決定致します。〇〇〇〇委員さんの退席を解除致します。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開致します。続いて整理番号 7 番については、〇〇〇〇委員さんが、農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願いします。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開致します。整理番号 7 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで決定致します。〇〇〇〇委員さんの退席を解除致します。休

憩致します。

(休憩)

議 長 再開致します。整理番号 1 番 2 番 4 番 5 番 6 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 37 号を決定致します。次、議案第 38 号申請番号 1 番について、ご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 38 号を決定させていただきます。次、議案第 39 号でございますが、申請番号 2 番について、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願いします。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開致します。申請番号 2 番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで決定致します。〇〇〇〇委員さんの退席を解除致します。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開致します。申請番号 1 番 3 番 4 番 5 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 39 号を決定させていただきます。次日程 11、議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは 30 ページをお開きください。議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 30 年 6 月 15 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回の総会に提案されております申請につきましては、利用権設定の申請が3件でございます。全て継続の申請でございます。

整理番号1番2番につきましては、共に借受人、宇奥春別原野42線西85番地14、片岡敏昭氏の申請でございます。

整理番号1番、所在につきましては、字○○○○○○○○外3筆、○○○○㎡、公簿地目原野、牧場、山林、現況地目は畑でございます。利用目的は牧草畑、貸付人につきましては、弟子屈町○○○○○○○○、○○○○氏でございます。借賃につきましては、○○○○円でございます。期間につきましては平成30年6月15日から平成32年3月31日までの約1年9カ月間となっております。図面につきましては31ページをご覧ください。

整理番号2番、所在につきましては、字○○○○○○○○外2筆、○○○○㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字○○○○○○○○、○○○○氏でございます。借賃につきましては○○○○円でございます。期間につきましては平成30年6月15日から平成32年3月31日までの約1年9カ月間となっております。図面につきましては32ページ33ページをご覧ください。

整理番号3番。所在につきましては、字○○○○○○○○外2筆、○○○○㎡、公簿地目畑、原野、牧場、現況地目は全て畑、利用目的は普通畑、貸付人、字○○○○○○○○、○○○○氏、借受人、字○○○○○○○○、○○○○氏、借賃につきましては○○○○円でございます。期間につきましては平成30年6月15日から平成33年3月31日までの約2年9カ月間となっております。図面につきましては34ページをご覧ください。

また、別紙資料、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますのでご参照ください。以上、ざっぱくな説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 はい、有難うございました。ここで現地委員さんの報告については、整理番号1番2番3番それぞれ継続ですので省略致します。質疑を受けたいと思います。整理番号1番2番3番について、何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし、ということで議案第40号を決定させていただきます。次日程11、議案第41号「現況証明願いについて」事務局説明をお願いします。

事務局 総会資料35ページをお開き願いたいと思います。議案第41号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。平成30年6月15日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号1でございます。所在は、字○○○○○○○○外4筆の計5筆でございます。登記地目は畑。面積は合計で○○○○㎡でございます。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地であります。所有者は、弟子屈町○○○○○○○○、○○○○氏、願出人は、弟子屈町○○○○○○○○、○○○○でございます。この土地に関しては、所有者は○○○○氏ですが、5月18日付で寄附を受けたため、所有者の名義変更に併せ地目変更も一緒に変更するための現況証明願いとなっております。図面につきましては37ページに掲載しております。

続いて申請番号2、所在は字○○○○○○○○の1筆。登記地目は畑。面積は○○○○㎡であります。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地であります。

所有者及び願出人は、弟子屈町字○○○○○○○○、○○○○氏であります。図面は38ページに掲載しております。

次に申請番号 3、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。登記地目は畑。面積は〇〇〇〇 m²の内〇〇〇〇 m²であります。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地であります。所有者及び願出人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。図面は 39 ページに掲載しております。

総会資料 36 ページをお開き願います。申請番号 4、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆。登記地目は畑。面積は合計〇〇〇〇 m²であります。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地であります。所有者及び願出人ともに、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。図面は 40 ページに掲載しております。

次に申請番号 5、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。登記地目は牧場。面積は〇〇〇〇 m²の内〇〇〇〇 m²であります。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地。所有者及び願出人ともに、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。図面は 41 ページに掲載しております。

以上、議案 41 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようお願い致します。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。申請番号 1 番については、10 番渡邊委員さんよろしくお願い致します。

渡邊委員 10 番渡邊です。申請番号 1 番の現地調査は、6 月 7 日に実施し、現地調査委員は、上西代理、吉田委員、齋木委員。私と事務局です。本申請地は、〇〇〇〇氏所有地で、当該地は河川用地分筆の際、細分化された農地です。現況は原野化しており農地としての利用は見込めないため採草放牧地以外と判断致しました。
以上、簡単ではございますが、現地調査の報告と致しました。

議長 はい、有難うございました。申請番号 2 番については、11 番上西委員さん、よろしくお願い致します。

上西委員 11 番上西です。現地調査は、6 月 7 日に実施致しました。現地調査委員は、渡邊委員、吉田委員、齋木委員。私と事務局です。本申請地は、〇〇〇〇氏所有地です。申請地は離農の際、所有農地の一部を自留地として残していた土地ですが、現地確認したところ農地としては見込めない状況であったため、採草放牧地以外と判断致しました。
以上、簡単ではございますが、現地調査の報告と致しました。

議長 はい、有難うございます。申請番号 3 番 4 番については、2 番齋木委員さん、よろしくお願い致します。

齋木委員 2 番齋木です。現地調査は、6 月 7 日に実施し、現地調査委員は、渡邊委員、吉田委員、上西委員。私と事務局です。本申請地は〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏所有地です。いずれも申請地を確認したところ、農地として利用されていない状況であり、今後も利用は見込めないことから採草放牧地以外と判断致しました。
以上、簡単ではございますが、現地調査の報告と致します。よろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。申請番号 5 番については、7 番望月委員さん、よろしく

お願い致します。

望 月 委 員 7 番望月です。現地調査は、6 月 7 日に実施し、現地調査委員は、新木委員、阪口委員、小林委員。私と事務局です。本申請地は、3 月の総会で農振除外申請があった箇所
で可決された案件であり、宅地建設の部分でありまして、特に問題なしと判断致しました。
以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了したので、ここで質疑を受け
たいと思います。申請番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 41 号を決定させていただきます。これにて議案全てが決
定されましたので、ここでその他「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検、評価及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局説明
をお願いします。

事 務 局 それでは「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び平成 30
年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご覧頂きたいと思います。本件に
つきましては、農業委員会法第 37 条の規定に基づき、農業委員会はその運営透明を確
保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況を公表しな
ければならないとされております。こうした中で国から全国の農業委員会に対し定めら
れた様式により年間計画、年度の評価を行うことを定められており、内容としては従来行
っている活動であり、国の方から示されている内容の計画、その計画に沿った評価とい
ったものの提出を求められている関係上、今回のご提案とさせていただく内容でござい
ます。それでは、1 ページから簡単にかいつまんでご説明致します。
平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価です。1 ページでは、平成
30 年 3 月 31 日現在の農業委員会の状況といたしまして、農業の概要、農業委員会の体
制であります。昨年は、農業委員の改選期でもありましたので、新制度に基づき農業委
員の定数、実数が記載されております。2 ページでは、担い手への農地の利用集積、集
約化といたしまして、実績を掲載しております。評価といたしましては、目標値を達成
できていないが、農地の集約化等が図られている。今後とも活動を継続する。としてお
ります。続きまして 3 ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、
平成 29 年度では、2 件の新規就農をしております。弟子屈町農業担い手育成センター
を中心に、研修生の受入及び実習など実施しており、評価といたしましては、相談体制
など継続実施としております。4 ページをお開きください。遊休農地に関する措置に関
する評価になります。昨年 10 月に実施致しました、農地パトロールや各地区で状況把
握等の活動が該当になります。評価につきましては、各地区で状況把握等に努めている
としております。続きまして 5 ページをお開きください。違反転用への適正な対応の評
価となります。活動といたしましては、日常各地区での状況確認、状況の把握としてお
ります。評価としましては、各地区での状況の確認、把握を実施しているとしておりま
す。続きましては 6 ページから 8 ページにつきましては、農地法等に基づきます事務に
関する点検となります。農地法に基づく許可事務、農地転用に関する事務など実績に基
づきまして報告となっております。続きまして 9 ページからは、平成 30 年度の目標及
びその達成に向けた活動計画としております。例年実績を基に各年度の活動計画を立て
ており、本年度も平成 29 年度の実績を踏まえての活動計画としております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご承諾頂きますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、只今事務局の説明がございました。これについて何かご質問ございますか。

各 委 員 ありません。

議 長 それでは、承認したということで、休憩致します。

(休憩)

議 長 再開いたします。本日日程 1 から日程 12 まで全て決定いたしました。これにて第 11 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦勞様でした。

午後 11 時 10 分

以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 渡邊 雄一郎

議事録署名委員 上西 透